証券コード　　3350
平成 28 年６月 14 日

株　主　各　位

東京都港区赤坂一丁目７番１号
株式会社レッド・プラネット・ジャパン
代表取締役社長　ティモシー・ハンシング

「臨時株主総会招集ご通知」の一部訂正について

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 28 年６月 29 日開催予定の当社臨時株主総会に係る「臨時株主総会招集ご通知」の一部に訂正事項が発生いたしましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、訂正事項を下記のとおりお知らせいたします。

敬具

記

（下線部が訂正箇所）

招集通知 該当箇所	誤	正
５ページ 2.　譲渡及び譲受 2.1　譲渡及び譲受の合意	本契約の定めるところに従い、クロージングにおいて、譲渡人は譲受人に対して譲渡対象株式を譲り渡し、譲受人は譲受人から譲渡対象株式を譲り受けるものとし、・・・ ＜中略＞ ③フリー・キャッシュ・フロー及び資金調達による調達資金からの期限前弁済 株式取得の実行後最初に到来する 3 月、6 月、9 月又は 12 月の各末日を初回算定基準日とし、以後、支払期日までに到来する 3 月、6 月、9 月又は 12 月の各末日を算定基準日として、前算定基準日（初回算定基準日の場合は株式取得の実行日）の翌日以降当算定基準日までに生じた本件グループ会社のＥＢＩＴＤＡ（連結ベース）から支払利息、法人税等	本契約の定めるところに従い、クロージングにおいて、譲渡人は譲受人に対して譲渡対象株式を譲り渡し、譲受人は譲渡人から譲渡対象株式を譲り受けるものとし、・・・ ＜中略＞ ③フリー・キャッシュ・フロー及び資金調達による調達資金からの期限前弁済 株式取得の実行後最初に到来する 3 月、6 月、9 月又は 12 月の各末日を初回算定基準日とし、以後、支払期日までに到来する 3 月、6 月、9 月又は 12 月の各末日を算定基準日として、前算定基準日（初回算定基準日の場合は株式取得の実行日）の翌日以降当算定基準日までに生じた本件グループ会社のＥＢＩＴＤＡ（連結ベース）から支払利息、法人税等

	の額及び一定の設備投資額の合計額を控除した金額の一定割合を、各算定基準日から 30 日以内に譲渡人に対して支払う。また、今後譲受人が株式又は新株予約権の発行を通じた資金調達を行ったときは、調達した資金の一定割合を、当該資金調達から 60 日以内に譲渡人に対して支払う。	の額及び本件グループ会社の事業計画において予定された設備投資額の合計額を控除した金額の一定割合（なお、譲渡人以外の者が保有するレッド・プラネット・フーズの株式の譲渡代金と本件売却代金の合計額に占める本件売却代金の割合とする。）を、各算定基準日から 30 日以内に譲渡人に対して支払う。 また、今後譲受人が株式又は新株予約権の発行を通じた資金調達を行ったときは、調達した資金の累計額が（ア）33 億円を超過した場合、当該超過額の 66%、（イ）43 億円を超過した場合、当該超過額の 75%、（ウ）53 億円を超過した場合、当該超過額の 85%のそれぞれ一定割合（なお、譲渡人以外の者が保有するレッド・プラネット・フーズの株式の譲渡代金と本件売却代金の合計額に占める本件売却代金の割合とする。）を、当該資金調達から 60 日以内に譲渡人に対して支払う。
7 ページ 5. 譲受人の確約	5.1. 追加的措置　＜略＞	5.1. 保証の免責　譲受人は、譲渡人が本件グループ会社に関して負担した保証債務であって譲渡人と譲受人の間で別途合意により確認したもの（「本件グループ会社保証」と総称する。）を免れさせるよう商業上合理的な努力を行う。譲渡人が本件グループ会社保証のいずれかを履行した場合において、譲渡人から譲受人に対してその金額及び当該本件グループ会社保証の詳細を通知したときは、譲受人は、当該譲渡人が支払った金額を遅滞なく（又は譲渡人と譲受人が誠実に協議して別途合意した日において）補償するものとする。疑義を避けるために規定すれば、第 10.2 条(b)に定める制限は、本第 5.1

		条に基づく補償には適用されない。 5.2.追加的措置　＜略＞
８ページ 6.　クロージングの実行前提条件 6.2.　譲受人の実行前提条件	(d)譲受人が以下に掲げる書類の原本又は写し（合理的に必要な場合は原本証明付）を受領していること。 (ⅰ)＜略＞ (ⅱ)＜略＞ (ⅲ)譲受人がレッド・プラネット・フーズの株式を譲渡することを承認する譲受人の臨時株主総会議事録	(d)譲受人が以下に掲げる書類の原本又は写し（合理的に必要な場合は原本証明付）を受領していること。 (ⅰ)＜略＞ (ⅱ)＜略＞ (ⅲ)レッド・プラネット・フーズの株式を譲渡することを承認する譲渡人の臨時株主総会議事録
９ページ 7.　クロージング 7.2.　クロージングの交付書類	(a)＜略＞ (b) クロージングにおいて、譲渡人による第 7.2 条(a)に掲げる義務の履行と引き換えに、譲受人は、譲渡人に対し、当事者間の共同名義で作成し、譲受人の調印を付した本件支払合意書を交付し、もって、譲渡人が本件支払合意書に従って支払いを行わなければならないことを確認する。	(a)＜略＞ (b) クロージングにおいて、譲渡人による第 7.2 条(a)に掲げる義務の履行と引き換えに、譲受人は、譲渡人に対し、当事者間の共同名義で作成し、譲受人の調印を付した本件支払合意書を交付し、もって、譲受人が本件支払合意書に従って支払いを行わなければならないことを確認する。
10 ページ 10.　損害の補償 10.2.　譲受人による損害の補償	(a)＜略＞ (b)本契約の他のいかなる条項にもかかわらず、(i)第 10.2 条(a)に基づいて譲受人が負担する損害等の累計額の上限金額は、本件売却代金の 50 パーセント相当額とし、(ii)譲受人による損害等の負担は、譲渡人が、書面により（ただし、譲受人が当該損害等を認識した日の 30 日後の日を越えることができない。）、・・・・	(a)＜略＞ (b)本契約の他のいかなる条項にもかかわらず（ただし、第 5.1 条に従う。）、(i)第 10.2 条(a)に基づいて譲受人が負担する損害等の累計額の上限金額は、本件売却代金の 50 パーセント相当額とし、(ii)譲受人による損害等の負担は、譲渡人が、書面により（ただし、譲渡人が当該損害等を認識した日の 30 日後の日を越えることができない。）、・・・・
11 ページ 12.　雑則	12.　雑則（第10.10条を除き、以下表題のみを掲げ、本文は省略する） ＜略＞	12.　雑則（第12.10条を除き、以下表題のみを掲げ、本文は省略する） ＜略＞

以上